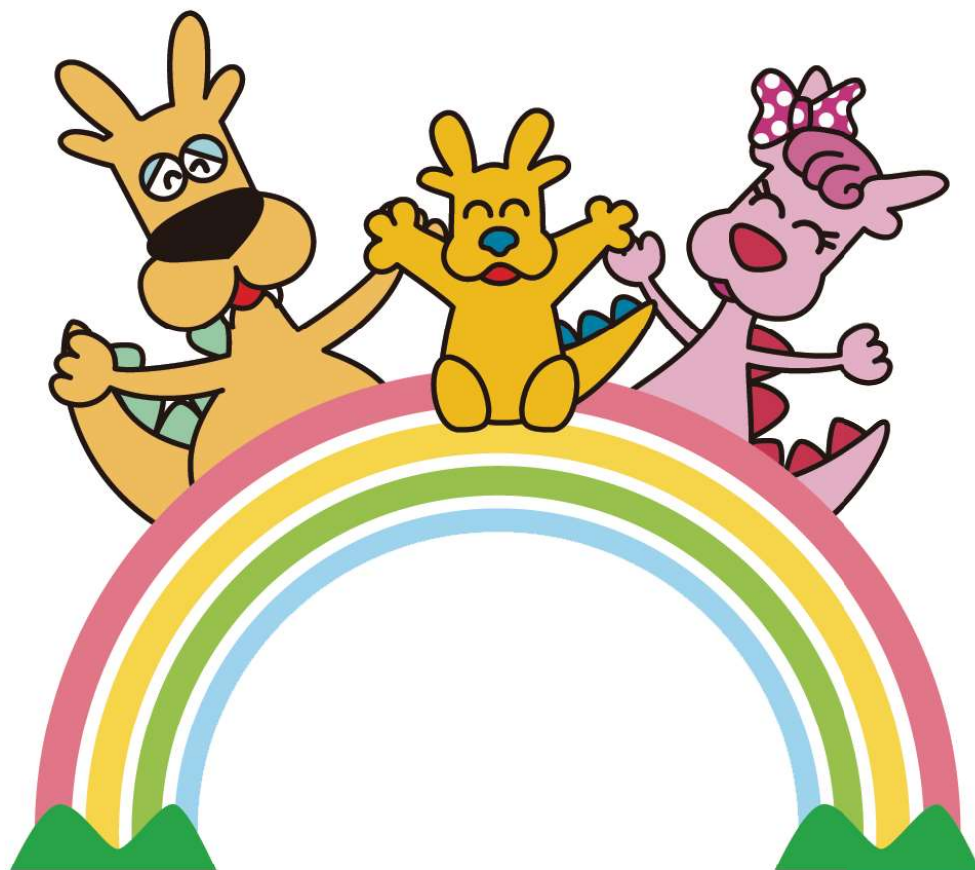


概要版

袖ヶ浦市子育て応援プラン (第2期)

〔 次世代育成支援行動計画
子ども・子育て支援事業計画 〕



令和2年3月

袖ヶ浦市

計画策定にあたって



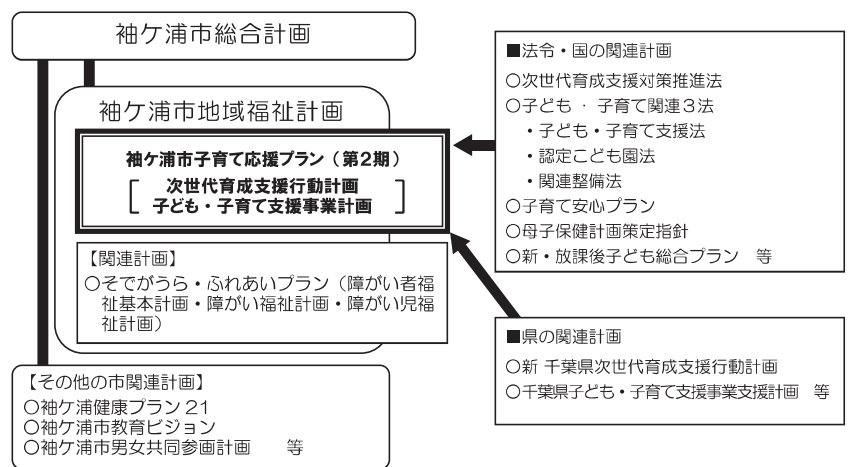
1 計画策定の背景と趣旨

袖ヶ浦市では、平成 26 年度に子ども・子育て関連3法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」と次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」を「袖ヶ浦市子育て応援プラン（計画期間：平成 27 年度～令和元年度）」として一体的に策定し、様々な施策を計画的・総合的に推進してきました。

現行の「袖ヶ浦市子育て応援プラン」が令和元年度でその計画期間を終了することを受け、これまでの取組みを振り返るとともに、本市における今後の子ども・子育て支援の方針を定め、地域の協力のもと、子育て支援の各事業を計画的に推進していくため、新たに「袖ヶ浦市子育て応援プラン（第2期）」を策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」と、次世代育成支援対策推進法に基づいて定める「市町村行動計画」の内容を包含し、本市のすべての子どもと子育て家庭を対象とした、子ども・子育て施策を総合的・一体的に進めるための計画として位置づけるものです。



また、本計画は、まちづくりの基本となる「袖ヶ浦市総合計画」を上位計画として、「袖ヶ浦市地域福祉計画」等、子ども・子育て支援に関する事項を定める関連計画等と整合性を図って策定しました。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とし、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用状況や時勢の変化等、必要に応じて見直すものとします。

	平成 27 年度 ～令和元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
袖ヶ浦市 子育て応援プラン	前期計画(第1期)	今期計画(第2期)				

4 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、公募による市民をはじめ、学識経験者や地域の子ども・子育て分野に関わる委員で構成される「袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議」における議論を中心に策定しました。

次世代育成支援行動計画の事業評価については、子育てアンケート（市民意識調査）により、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な子育て支援施策の評価を行いました。

また、平成 30 年度に実施したニーズ調査などから、地域における子ども・子育て支援事業のニーズ量を把握し、パブリックコメント等を通して、市民からの意見を計画に反映しました。

基本理念と施策の展開



1 基本理念と計画推進のための基本的視点

本市では、これまで様々な視点から、子ども・子育て事業分野における施策の推進を図ってきました。本計画においても、次の基本的視点に立ち、基本理念の実現に努めるものとします。

基本理念

子どもの笑顔がかがやき、安心して子育てができるまち

「家庭」「地域」「行政」の三者が協働しながら、地域全体で子どもや子育て家庭への理解を深めて支援し、子育てをめぐる様々な課題解決に取り組むとともに、これまでの取組みを発展させることによって、子どもの健やかな育ちと、すべての家庭が喜びや生きがいを感じながら、安全で安心して子育てができるまちを目指します。

基本的視点

計画推進のための基本的視点

妊娠・出産・子育て
に関わる切れ目の
ない支援の視点

すべての子どもを
支える視点

地域全体で
支える視点

■ 計画の推進に向けて

本計画に含まれる分野は、保健・医療・福祉、教育・生涯学習、就労・雇用、交通・防犯などの様々な施策分野にわたります。このため、子ども施策に関わる関係部課間の緊密な連携に努めながら、総合的で効果的な計画の推進を図ります。

計画に基づく進行管理にあたっては、本計画を推進する関係課が中心となり、施策の計画目標を基に、毎年の進捗状況を庁内で点検し、これを公表します。その結果を基に、PDCAサイクルでより効率的で効果的な施策の推進を目指します。



2

基本目標と施策体系

基本理念に掲げるまちの実現に向け、次の施策体系により、計画を推進します。

基本
目標1

地域における子育て支援の充実

(1) 地域における子育て支援サービスの充実

主な取組み ●地域子育て支援拠点事業 ●産前産後ヘルパー派遣事業
●子育てポータルサイトの活用・その他子育て情報の充実 ●各種相談 など

(2) 保育サービスの充実

主な取組み ●通常保育 ●延長保育 ●待機児童解消のための保育所等の整備
●保育所業務効率化推進事業 など

(3) 子どもの健全育成環境の充実

主な取組み ●保育所（園）の園庭開放 ●放課後子供教室推進事業
●放課後児童健全育成事業 ●放課後児童クラブの環境改善 など

(4) 子育て支援ネットワークづくりと人材の活用

主な取組み ●地域福祉活動団体支援事業 ●ファミリー・サポート・センター事業 など

(5) 子育てに係る経済的負担の軽減

主な取組み ●幼児教育・保育の無償化 ●中学生までの子どもの医療費助成

基本
目標2

母性及び乳幼児等の健康づくりの推進

(1) 切れ目ない妊産婦・乳幼児に関する保健対策の充実

主な取組み ●母子保健に関する各種相談・教室 ●妊産婦・新生児訪問指導 ●産後ケア事業
●子育て世代包括支援事業 など

(2) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

主な取組み ●巡回歯科保健指導（小中学生） ●性に関する正しい知識の啓発・指導 など

(3) 食育等の推進

主な取組み ●乳幼児の生活習慣の確立への支援強化 ●学童・思春期の生活習慣病予防の支援 など

(4) 子どもの健やかな成長を見守る地域づくり

主な取組み ●地域子育て支援ネットワークの推進

基本
目標3

子どもが健やかに育つ教育環境の整備

(1) 未来の親の育成

主な取組み ●家庭教育総合推進事業 ●福祉教育

(2) 子どもの生きる力を育てる学校の教育環境等の整備

主な取組み ●外国語教育支援事業 ●小中学校体験活動推進事業 ●心の相談事業 など

(3) 家庭や地域の教育力の向上

主な取組み ●ブックスタート事業 ●ねがたオープンキャンパス（ねこまろ）
●子どもを育む学校・家庭・地域連携事業 など

(4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

主な取組み ●情報教育推進事業、学校ICT教育支援事業



基本
目標4

子育てを支援する生活環境の整備

(1) 安全な道路交通環境の整備

主な取組み ●園児等の移動経路における交通安全対策 ●安全な道路交通環境の整備

(2) 安心して遊べる環境の整備

主な取組み ●都市公園の整備 ●子どもの遊び場の適正管理等



基本
目標5

仕事と家庭の両立の推進

(1) 仕事と生活の調和を実現するための働き方の見直し等

主な取組み ●ワーク・ライフ・バランスの普及促進に向けた啓発活動
●男性の子育て・介護の参画促進 など

(2) 多様な働き方に対応したサービス基盤の整備

主な取組み ●幼稚園における預かり保育 ●病後児保育 ●病児保育 など



基本
目標6

子どもの安全の確保

(1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

主な取組み ●交通安全教育指導事業 ●交通安全啓発事業 など

(2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

主な取組み ●各種パトロール（学校関連） ●子ども110番連絡所
●小中学生への携帯型防犯ブザーの購入補助 など

(3) 被害にあった子どもの支援の推進

主な取組み ●被害にあった子どもに対する相談体制の強化 ●スクールカウンセラー活用事業 など



基本
目標7

配慮を必要とする子ども・子育て家庭への支援体制の整備

(1) 児童虐待防止対策の充実

主な取組み ●児童虐待に対する相談の充実 ●要保護児童対策地域協議会の充実 など

(2) ひとり親家庭等の自立支援の推進

主な取組み ●ひとり親家庭等医療費等の助成
●母子・父子自立支援員による母子家庭等の親に対する自立就業相談 など

(3) 障がい児施策の充実

主な取組み ●療育支援 ●障がい児保育 ●巡回相談員の派遣 ●通級による指導
●特別支援教員活用事業 など

(4) 経済的に困難な子どもの支援

主な取組み ●要保護・準要保護児童生徒への援助費の支給 など



子ども・子育て支援新制度に基づく事業の量の見込みと提供体制

子ども・子育て支援施策を進めるための取組みのうち、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に位置づけられた事業については、計画期間の事業計画（年度ごとの「量の見込み」と「確保方策」）を定めます。

子ども・子育て支援事業計画に定めるサービス



対象事業		量の見込み算出	市で該当する事業
■子どものための教育・保育給付			
教育標準時間認定	1号認定	○	幼稚園、認定こども園
保育認定①	2号認定	○	幼稚園、認定こども園
保育認定②		○	保育所(園)、認定こども園
保育認定③		○	保育所(園)、認定こども園、地域型保育
■地域子ども・子育て支援事業			
延長保育事業		○	延長保育事業
放課後児童健全育成事業		○	放課後児童クラブ
子育て短期支援事業		○	ショートステイ、トワイライトステイ
地域子育て支援拠点事業		○	子育て支援センター、なかよし広場・園庭開放
一時預かり事業 ・幼稚園型		○	幼稚園で実施している「預かり保育」
一時預かり事業 ・その他		○	保育所(園)で実施している「預かり保育」「休日保育」及び「ファミリー・サポート・センター」のうち5歳以下の利用
病児保育事業		○	病児対応型、病後児対応型
子育て援助活動支援事業		○	「ファミリー・サポート・センター」のうち小学生以上の利用
利用者支援事業		-	利用者支援事業
妊婦に対する健康診査		-	妊婦健康診査
乳幼児家庭全戸訪問事業、 養育支援訪問事業等		-	乳幼児家庭全戸訪問事業
実費徴収に係る補足給付事業		-	(令和元年10月より開始)

■ 量の見込みの算出方法について

「量の見込み」の算出にあたっては、平成 30 年度に実施したニーズ調査の結果を基に、国から示されている「市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等のための手引き」に準じて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを推計し、具体的な目標設定を行っています。

しかし、国が示す方法は、市の実情と乖離することもあるため、必要に応じて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を勘案するなど、地域の実情等を考慮し、量の見込みを定めました。

■ 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保に向けて

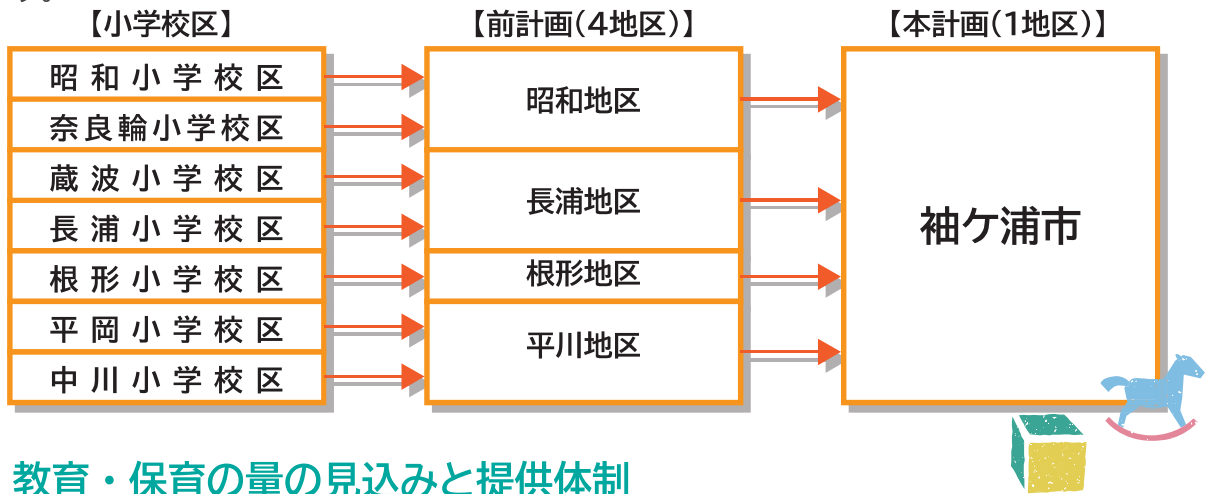
令和元年 10 月からの幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、従来からある「子どものための教育・保育給付」以外に「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。

子育てのための施設等利用給付の給付申請については、保護者の利便性を考慮し、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保に取り組むこととします。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等については、千葉県との連携や情報共有を図りながら、適切な取組みを進めていきます。

1 教育・保育提供区域の設定

本計画では、今後の人口動態の変化やより柔軟な施設整備に対応するため、市内全域を一体とした提供区域を設定することで、今後の保育需要の増大に迅速かつ柔軟に対応することを目指します。



2 教育・保育の量の見込みと提供体制

計画期間中においては、小規模保育事業の受け皿や教育・保育無償化に伴う今後のニーズの増加に備え、私立認可保育所等の整備を推進するとともに、既存施設の定員見直しや保育士確保による保育施設の受入可能人数の拡充を図ります。

年齢 認定	0歳児		1～2歳児		3～5歳児	
	3号認定		2号認定		1号認定	
令和2年度	推計児童数	578	1,123	1,748		
	量の見込み	必要利用定員総数(A)		914	109	519
	確保方策	特定教育・保育施設		827		300
		特定教育・保育施設以外の幼稚園				540
		特定地域型保育事業				
	確保方策合計(B)	145	440	827	840	
	差 (B-A)	15	▲ 128	▲ 87	212	



令和6年度	推計児童数	552	1,113	1,704		
	量の見込み	必要利用定員総数(A)		923	106	506
	確保方策	特定教育・保育施設		1,085		300
		特定教育・保育施設以外の幼稚園				540
		特定地域型保育事業				
	確保方策合計(B)	187	614	1,085	840	
	差 (B-A)	41	5	162	228	

■ 教育・保育の一体的提供及び推進体制について

本市では、増加する保育ニーズに対応するため、私立認可保育所及び小規模保育事業等を中心とした整備を進めていきますが、保育所（園）の利用率が高く定員数を上回っている一方、幼稚園の利用者が定員を下回っていることから、認定こども園への移行・新設の促進、公立の幼児教育・保育施設のあり方検討などにより、教育・保育の一体的な運営の推進を図ります。

また、認定こども園・幼稚園・保育所（園）も含めた各施設間の情報共有や交流活動などの実施、認定こども園・幼稚園・保育所等から小学校への滑らかな接続のためのカリキュラムの活用など、より多面的な連携に努めていきます。



3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制



すべての子育て家庭を支援するため、地域のニーズに応じて提供体制の充実を図り、適切な事業の実施に努めます。

事業名	提供体制確保にあたっての考え方
(1)延長保育事業	引き続き年度ごとの利用状況をみながら適切な事業の実施に努めます。
(2)放課後児童健全育成事業	児童数の増加が見込まれる奈良輪小学校区については、新たな放課後児童クラブの整備により対応していきます。また、今後の施設整備については、年度ごとの申込状況の推移を勘案しつつ、新・放課後子ども総合プランの推進を踏まえた総合的な観点から検討していきます。
(3)子育て短期支援事業	現在、児童養護施設1箇所ですhortステイ及びトワイライトステイを実施しており、引き続き年度ごとの利用状況をみながら適切に事業を実施していきます。
(4)地域子育て支援拠点事業	今後の子育て支援センターの利用状況などをみながら新たなセンターを設置していくか検討していきます。
(5)①一時預かり事業 (幼稚園型)	既設の幼稚園での事業実施を継続していき、幼稚園等の保護者のニーズに応じて事業の検討を行います。
(5)②一時預かり事業 (その他の一時預かり)	今後の利用状況などをみながら、新たに開設する施設での一時預かり事業や休日保育事業の実施について検討していきます。
(6)病児保育事業	現在、私立保育園及び認定こども園2箇所です病後児保育、2箇所です病児保育を実施しており、引き続き年度ごとの利用状況をみながら適切な事業の実施に努めます。
(7)子育て援助活動支援事業	市が運営するファミリー・サポート・センターで、「子育ての援助を受けたい方」(利用会員)と「子育ての援助を行いたい方」(提供会員)のマッチングを図ることにより、地域における有償の相互援助活動を実施していきます。
(8)利用者支援事業	妊娠から出産、子育てにおけるそれぞれの段階に対応した相談や支援を行い、個々のニーズや状況に適した施設・事業の情報を提供します。
(9)妊婦に対する健康診査	定期的な妊婦健診の啓発を行うことにより、全数の保健指導を目指します。
(10)乳児家庭全戸訪問事業	今後も、対象者全数の訪問を目標として、異常の早期発見や新生児の療育上必要な発育、栄養、疾病予防等について訪問指導を行います。
(11)実費徴収に係る補足給付を行う事業	令和元年10月から副食材料費の補助を実施しています。子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園を利用する保護者の所得や世帯の状況を確認するとともに、施設を通して事業の啓発を行います。

■ 新・放課後子ども総合プランの推進

保育所等を利用する共働き家庭等が、児童の小学校就学後においても安全・安心な放課後等の居場所を確保するとともに、次代を担う人材を育成するため、すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体型又は連携型の整備を推進します。

- 一体型…同一の小学校内等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めたすべての児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加できるもの
- 連携型…放課後児童クラブ又は放課後子ども教室を小学校外で実施するものの、共働き家庭等の児童を含めたすべての児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加できるもの

袖ヶ浦市子育て応援プラン（第2期）【概要版】

発行 令和2年3月

企画・編集 袖ヶ浦市 福祉部 子育て支援課

〒299-0292 千葉県袖ヶ浦市坂戸市場1番地1

電話 0438-62-2111 (代表)